

平成25年度 補助事業の補助方針の見直しについて(概要)

1. JKAが行う補助事業の独自性をよりわかりやすくするため、各補助メニューに「前文」を新たに設定するとともに、各事業内容の整合を図りました。
2. 上限金額が設定されていなかった一部の補助メニューに関して、1事業あたりの上限金額を設定しました。また、昨年の上限金額の一部について低減しました。
3. 従来一律に行っていた補助事業の要望受付を、各事業の特性等（研究補助、車両・機器の整備、東日本大震災復興支援補助）を勘案し、応募しやすい時期にそれぞれ設定しました。
4. 要望受付方法については、昨年導入した「インターネットによる申請」と従来の「郵送・持参による申請」を併用した申請状況を踏まえ、「インターネットによる申請」を原則としました。
5. 研究補助の改善策として、若手研究者の応募条件年齢を40歳から45歳へ引き上げ、加えて、これに取り組む女性研究者への支援を積極的に行うこととしました。（機械）
6. 平成24年度補助メニューに掲げた（1）社会福祉施設〈①生活保護施設、②その他〉については、過去5年間の要望がなかったため、平成25年度補助メニューから削除しました。（公益）
7. 非常災害の援護の対象法人を拡大しました。〈従来は特別の法律に基づいた法人のみ〉（公益）
8. 平成25年度東日本大震災支援補助の募集については、要望から内定までの期間を短縮し、要望しやすい受付期間とするため、平成24年11月から12月にかけて募集を行うこととしました。（公益）